平成２９年（フ）第２９６１号
大阪市城東区今福西４丁目５番20号
債務者　坂口あゆみ
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０２８号
大阪市住之江区浜口東２丁目８番18―804号
債務者　小林　道弘
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０５７号
大阪府豊中市上野西３丁目11番８号　101号、前住所大阪府豊中市上野東２丁目17番１号
債務者　崎村　涼子（旧姓角田）
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０５８号
大阪府枚方市中宮西之町17番25―401号
債務者　西野須加子
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６２６号
大阪府松原市天美東９丁目９番13号、前住所大阪府松原市天美北２丁目21番23号
債務者　田尾壽美子
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３１号
兵庫県多可郡多可町中区東山535番地６　東山団地４号
債務者　別府　武千
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
神戸地方裁判所社支部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第９５号
川崎市中原区新城１丁目16番８号
破産者　有限会社モーリス
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第９１号
佐賀県藤津郡太良町大字多良1903番地
破産者　多良木履工業有限会社
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第８０２号
札幌市北区屯田４条７丁目９番21号　第７北進ハウスＡ号
破産者　林　　正時
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２８５号
北海道石狩郡当別町太美町1473番地13
破産者　株式会社ロードプランニング
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３８号
山形県南陽市梨郷640番地の１
破産者　株式会社樋口石材店
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第１１号
栃木県大田原市野崎２丁目25番地12
破産者　菊地　好光
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第１２号
栃木県大田原市野崎１丁目16番地２
破産者　菊地　好弘
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第１６９２号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室4671番地１
破産者　有限会社ステップ・サービス
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８０号
神奈川県横浜市保土ケ谷区釜台町48番地の１
ルネ上星川１棟307号
破産者　株式会社ウェルネス・クラブ
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２０４号
富山市大泉464番地６
破産者　株式会社ラパン・エルドール
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４５６号
愛知県稲沢市前田１丁目９番11号
破産者　有限会社グッド
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７３８号
名古屋市緑区黒沢台１丁目1226番地
破産者　有限会社丸福塗装
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９３７号
名古屋市中区東桜２丁目22番18号　日興ビル７階４号室
破産者　株式会社セントブレイン
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２４５号
愛知県津島市神守町字中町96番地１
破産者　有限会社クニックス
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５２９号
大阪市住吉区墨江３丁目21番３号
破産者　サンディック株式会社
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部